

活水女子大学内部質保証推進規程

(目的)

第1条 本規程は、建学の精神及び教育目的の実現に向けて、内部質保証体制を構築し、恒常的・継続的に教育の質保証と向上を図り、もって教育の充実及び学生の学修成果の向上を図るものである。

2 この規程は、内部質保証を推進するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 内部質保証とは、PDCA サイクルを適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを、自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスをいう。

(内部質保証の推進体制)

第3条 本学は、以下の組織をもって、内部質保証の推進体制を構築する。

- (1) 内部質保証を推進する組織は、常務委員会とする。
- (2) 学部・研究科・諸組織の点検・評価を行うための組織は、自己点検・評価委員会とする。自己点検・評価活動に関する事項は、活水学院・評価規程に定める。
- (3) 学内による評価結果（「内部評価」という。）の適正性を外部の視点で評価する機関は、外部評価委員会とする。

(内部質保証を推進する組織の業務)

第4条 内部質保証を推進する組織は、以下の事項を審議する。

- (1) 基本方針及び中期目標・中期計画の立案に関する事項
- (2) 内部質保証の方針及び手続並びに公表に関する事項
- (3) 内部質保証体制の維持・向上に関する事項
- (4) 外部評価に関する事項
- (5) 認証評価機関等からの指摘事項への対応に関する事項
- (6) その他内部質保証の推進に関する事項

(役割)

第5条 各組織の役割は、以下のとおりとする。

- (1) 常務委員会
 - イ 基本方針、中期目標・中期計画等を審議し、理事会に提案する。
 - ロ 基本方針、中期目標・中期計画等を各学部・研究科・諸組織に周知する。
 - ハ 自己点検・評価委員会に点検・評価の指示を行う。
 - ニ 自己点検・評価の検証結果を踏まえて、各学部・研究科・諸組織に対し改善の指示・支援・助言を行う。
 - ホ 学部・研究科・諸組織に対し、必要に応じて前項に関する改善計画書の提出を求める。
- (2) 自己点検・評価委員会

- イ 常務委員会からの指示のもと、活水学院点検・評価規程に基づき、自己点検・評価を実施する。
- ロ 自己点検・評価の結果を常務委員会に報告する。
- (3) 各学部・研究科・諸組織
 - イ 基本方針、中期目標・中期計画等を履行する。
 - ロ 自己の部門の自己点検・評価を行う。
 - ハ 同条(1)ニを受け、常務委員会に改善計画書を提出する。
- (4) 外部評価委員会
 - イ 内部評価の妥当性について評価及び検証を行い、学長に報告する。詳細は別に定める。

(公表)

第6条 常務委員会は、自己点検・評価報告書を速やかに公表する。

2 公表期間は、5年間とする。

(認証評価の受審)

第7条 学長は、学校教育法の定める認証評価の受審に関して大学を統括する。

(事務)

第8条 内部質保証に関する事務は、総合企画室が行う。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、常務委員会の議を経て常任理事会で決定する。

附 則 1

この規程は、2020年(令和2年)4月1日から施行する。

附 則 2

この規程は、2020年(令和2年)9月14日から施行する。